那覇市清掃工場管理規則(平成2年那覇市規則第15号)の全部を改正する。 (趣旨)

<u>この規則</u>は、那覇市一般廃棄物処理施設(焼却施設及び一般廃棄物最終処分場をいう。以下「処理施設」 第1条 という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(搬入できる廃棄物の範囲)

- 第2条 処理施設に搬入できる一般廃棄物(<u>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇</u> 市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)は、次のとおり とする。
 - (1)本市において排出された一般廃棄物
 - 本市外において排出された一般廃棄物で、市長が特に認めるもの (2)
- 前項の規定にかかわらず、次に掲げる一般廃棄物は、これを搬入してはならない。
 - 条例第2条第3号に規定する適正処理困難一般廃棄物 (1)
 - 条例第2条第4号に規定する特別管理一般廃棄物 (2)
 - 第1号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物 (3)

(搬入者の協力義務)

- 一般廃棄物を搬入しようとする者は、条例第18条第1項に規定する一般廃棄物処理実施計画に定める種類 第3条 ごとに分別して搬入しなければならない。 粗大ごみを搬入しようとする者は、処理施設において適正な処理ができるように減量、縮小等前処理に努め
- なければならない

(搬入時の点検を受ける義務)

第4条 一般廃棄物を搬入する者は、搬入する際、前2条に掲げる事項について担当職員の点検を受けなければな らない

(搬入者の遵守事項)

- 一般廃棄物を搬入する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 第5条
 - 処理施設の敷地内では、火気を使用しないこと。 (1)
 - 処理施設の敷地内では、指定場所以外で喫煙しないこと。 (2)
 - 指定された場所以外に許可なく立ち入らないこと。
 - 一般廃棄物の投入のため車両を後退させるときは、運転手以外の者の誘導により周囲の安全確認をしな (4)がら行うこと。
 - 処理施設の敷地内で事故、故障等が発生したときは、速やかに職員に連絡し、その指示に従うこと。 (5)
 - その他特に職員から指示があったときは、その指示に従うこと。 (6)

(搬入車両の交通方法)

- 処理施設の搬入道路においては、次に掲げる事項に注意し、安全運転に努めなければならない。 第6条
 - (1)
 - 処理施設の敷地内では、車両を時速20km以下で運転すること。 処理施設の敷地内では、道路標識及び信号に従って運転することとし、道路標識等がない箇所について は、退出車両を優先させること。
 - (3)搬入道路では、駐車をしないこと。
 - (4) 担当職員の指示に従うこと。

(搬入日)

- 7条 一般廃棄物の搬入日は、日曜日及び1月1日から同月3日までを除く毎日とする。ただし、市長が特別の理 由があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に搬入日若しくは搬入できない日を設けることができる。 第7条 (搬入受付時間)
- 第8条 一般廃棄物の搬入受付時間は、<u>別表</u>のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(一般廃棄物の持出禁止)

- 第9条 搬入された一般廃棄物は、市長が認める場合を除いて、これを持ち出してはならない。 (違反行為に対する処分)
- 第10条 市長は、条例又は<u>那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)</u> 若しくは<u>この規則</u>に違反して一般廃棄物を搬入しようとする者又は搬入した者に対し、搬入を禁止し、又は回 収を命ずることができる。 (処分手数料)
- 第11条 条例第28条に規定する処分手数料は、搬入受付の際、徴収する。ただし、市長が相当と認めるときは、 別に定める方法で、後日徴収することができる。 付 則
 - この規則は、公布の日から施行する。

別表

受入施設名		搬入受付時間
焼却施設	8時30分から11時45分まで	13時から16時45分まで
一般廃棄物最終 処分場	8時30分から11時45分まで	13時から15時まで